

自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書

政府は、平成25年度予算案において、国家公務員の給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請し、地方交付税を4,000億円削減する一方で、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応について、給与削減に見合った事業費を特別枠として計上し、地方の一般財源総額は平成24年度と同水準を確保したとしている。

しかし、地方交付税を減額し、用途を限定した財政措置に置き換えることは、自治体財政の自由裁量枠を著しく制限するものである。

また、そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強要することは、国と地方の関係をゆがめ、地方自治の根幹にかかわる問題である。

さらに、これまで地方は、国による地方財政の締め付けの中、職員給与の独自削減や職員数の大幅削減、行政機能のアウトソーシングなど、国を大幅に上回る行財政改革をすでに実施している。

加えて、国の政策目的達成のために、地方の固有財源である地方交付税を削減するという手段は断じて認められない。

よって、国会及び政府においては、自治体財政の確保と地方分権の確立のために、行政需要に基づく財源保障を基本として、中立かつ客観的な地方財政計画及び地方交付税の算定に努め、地方の固有財源である地方交付税について十分に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員